

別添 改め文方式による条文等の改正書式

1 題名を改正する場合

(1) 題名の全部を改正する場合 (例5)

× 題名を次のように改める。

× × ×

(2) 題名中の字句を改正する場合 (例6)

× 題名中「 」を「 」に改める。

2 見出しの改正等を行う場合

(1) 見出しの全部を改正する場合 (例7)

× 第 条の見出しを「 () 」に改める。

(2) 見出し中の字句を改正する場合 (例8)

× 第 条の見出し中「 」を「 」に改める。

(3) 見出しと条文中の同一の字句を共に改正する場合 (例9)

× 第 条(見出しを含む。)中「 」を「 」に改める。

(4) 見出しのない条に見出しを追加する場合 (例10)

× 第 条に見出しとして「 () 」を付する。

3 条、項、号等の全体を改正する場合

(1) 1条を改正する場合 (例11)

× 第 条を次のように改める。

× ()

第 条 。

(2) 連続する2条を改正する場合 (例12)

× 第 条及び第 条を次のように改める。

× ()

第 条 。

× ()

第 条 。

(3) 連続する3以上の条を改正する場合

(例13)

×第 条から第 条までを次のように改める。
× ()
第 条 。
× ()
第 条 。
× ()
第 条 。

(4) 項を改正する場合

ア 第1項を改正する場合

(例14)

×第 条第1項を次のように改める。
× ×
× 。

イ 第1項以外の項を改正する場合

(例15)

×第 条第2項を次のように改める。
2
× 。

(5) 号を改正する場合

(例16)

×第 条第 項第3号を次のように改める。
× (3)
× × 。

(6) 各号を改正する場合

(例17)

×第 条第 項各号を次のように改める。
× (1) 。
× (2) 。
× (3) 。
× (4) 。

注 条又は項の全ての号を一括して改正する場合に用い、改正の前後で号の数が異なる場合にも用いることができる。

(7) 本文を改正する場合

(例18)

×第 条(第 項)本文を次のように改める。
× × 。

注 「本文」の用語は、ただし書がある場合にのみ用いる。

(8) ただし書を改正する場合 (例19)

×第 条(第 項)ただし書を次のように改める。
××ただし、。

(9) 前段(後段)を改正する場合 (例20)

×第 条(第 項)前段(後段)を次のように改める。
××。

注 ある条項の文章が2つに区切られている場合(ただし書の場合を除く。)に前の文章を「前段」と、後の文章を「後段」という。

(10) 号より下位の項目(ア等)を改正する場合 (例21)

×第 条第 項第 号アを次のように改める。
××ア。

(11) 表を改正する場合 (例22)

×第 条の表を次のように改める。

×

--

(12) 附則を改正する場合 (例23)

×附則第3項を次のように改める。
3。

4 条、項又は号を追加する場合

(1) 既存の条と条との間に条を追加する場合

ア 連続する3以下の条を繰り下げる場合

(例24)

×第15条を第17条とし、第14を第16条とし、第13条を第15条とし、第12条の次に次の2条を加える。

×()

第13条。

×()

第14条。

イ 連続する3を超える条を繰り下げる場合 (例25)

×第15条を第17条とし、第7条から第14条までを2条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の2条を加える。
× ()
第7条 。
× ()
第8条 。

ウ 条を送らない場合 (例26)

×第7条の次に次の1条を加える。
× ()
第7条の2 。

注 繰り下げられる条が多くなる場合、他の例規で引用されている場合その他条を追加することによる影響が大きくなる場合に用いることができる。

(2) 既存の項の冒頭に項を追加する場合

ア 第2項以下がある場合 (例27)

×第 条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。
×× 。

イ 第2項以下がない場合 (例28)

×第 条を同条第2項とし、同条に第1項として(同項の前に) 次の1項を加える。
×× 。

(3) 既存の項と項との間に項を追加する場合 (例29)

×第 条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
3 。

注1 連続する3を超える項を繰り下げる場合は、既存の条と条との間に条を追加する場合(例25)に準じる。

2 項の場合は、条と号の場合とは異なり、枝番号は用いない。

(4) 既存の項の末尾に項を追加する場合 (例30)

×第 条に次の2項を加える。
4 。
5 。

(5) 既存の号と号との間に号を追加する場合

ア 号を送る場合

(例 3 1)

×第 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

× (5) 。

注 連続する 3 以上の号を繰り下げる場合は、既存の条と条との間に条を追加する場合 (例 2 5) に準じる。

イ 号を送らない場合

(例 3 2)

×第 条第 項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

× (3) の 2 。

(6) 既存の号の末尾に号を追加する場合

(例 3 3)

×第 条に次の 1 号を加える。

× (5) 。

(7) ただし書を追加する場合

(例 3 4)

×第 条に次のただし書を加える。

× × ただし、 。

(8) 後段を追加する場合

(例 3 5)

×第 条に後段として次のように加える。

× × この場合において、 。

(9) ア、イ等を新たに追加する場合

(例 3 6)

×第 条第 号に次のように加える。

× × ア 。

× × イ 。

(10) ア、イ等を追加する場合

(例 3 7)

×第 条第 号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

× × ウ 。

5 附則を追加する場合

- (1) 1項からなる附則に項番号を付して項を追加する場合 (例38)

× 附則を附則第1項とし、同項の次に次の1項を加える。
2 .

- (2) 既存の項と項との間に項を追加する場合
本則において既存の項と項との間に項を追加する場合(例29)に準じる。
- (3) 附則の末尾に項を追加する場合
本則において既存の項の末尾に項を追加する場合(例30)に準じる。

6 条、項又は号を削る場合

- (1) 中間の条を削る場合
ア 連続する3以下の条を繰り上げる場合 (例39)

× 第8条及び第9条を削り、第10条を第8条とし、第11条を第9条とし、第12条を第10条とする。

- イ 連続する3を超える条を繰り上げる場合 (例40)

× 第8条及び第9条を削り、第10条を第8条とし、第11条から第20条までを2条ずつ繰り上げる。

- ウ 条を繰り上げない場合 (例41)

× 第8条及び第9条を次のように改める。
第8条及び第9条 削除

注 繰り上げられる条が多くなる場合、他の例規で引用されている場合その他条を削ることによる影響が大きくなる場合に用いることができる。

- (2) 末尾の条を削る場合 (例42)

× 第 条を削る。

- (3) 中間の項を削る場合 (例43)

× 第 条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

注1 連続する3を超える項を繰り上げる場合は、連続する3を超える条を繰り上げる場合(例40)に準じる。

2 項の場合は、条と号の場合とは異なり、「3 削除」の方式は用いない。

(4) 末尾の項を削る場合 (例44)

×第 条第 項を削る。

(5) 中間の号を削る場合
ア 繰り上げる場合 (例45)

×第 条中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、第10号を第8号とする。

注 連続する3を超える号を繰り上げる場合は、連続する3を超える条を繰り上げる場合(例40)に準じる。

イ 繰り上げない場合 (例46)

×第 条第3号を次のように改める。
×(3) 削除

(6) 末尾の号を削る場合 (例47)

×第 条第 号を削る。

(7) 附則の中間の項を削る場合 (例48)

×附則第3項を削り、附則第4項を附則第3項とし、附則第5項から第8項までを1項ずつ繰り上げる。

(8) 附則の末尾の項を削る場合 (例49)

×附則第 項を削る。

7 字句を改正する場合

(1) 条例の全体にわたって字句を改正する場合 (例50)

×浜松市 条例(年浜松市条例第 号)の一部を次のように改正する。
×「 」を「 」に改める。

(2) 1条の中の字句を改正する場合 (例51)

×第 条第 項第 号中「 」を「 」に、「 」を「 」に改める。
×第 条第 項第 号イ中「 」を「 」に改める。

(例52)

×第 条第1項中「 」を「 」に改め、同条第2項中「 」を「 」に改め、同条第3項第2号中「 」を「 」に改め、同項第4号ア(ア)中「 」を「 」に改める。

注 項、号等の全部改正又は追加が行われない限り、1の条の改正は、1文で行う。

(例53)

×第 条ただし書中「 」を「 」に改める。

(例54)

×第 条第 項各号列記以外の部分中「 」を「 」に改める。

(3) 2以上の条、項又は号中の同一の字句を改正する場合 (例55)

×第 条、第 条第 項及び第 項並びに第 条第 号及び第 号中「 」を「 」に改める。

注 当該複数の規定中で改正する字句が全て共通する場合に限る。(例56及び例57において同じ。)

(4) 連続する3以上の条、項又は号中の同一の字句を改正する場合 (例56)

×第 条から第 条までの規定中「 」を「 」に改める。

(例57)

×第 条第1項から第3項までの規定中「 」を「 」に改める。

(5) 1条中の字句を改正し、追加し、及び削る場合 (例58)

×第 条第1項中「 」の次に「 」を加え、「 」を「 」に改め、「 」を削り、同条第2項中「 」を「 」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 。

注 字句の改正等の順番は、条文中の字句の順による。

(6) 1条中の字句の改正と既存の項と項との間への項の追加を行う場合

(例59)

×第 条第3項中「」を「」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 。

注1 字句の改正を行った後に項の追加を行う。

2 号の場合も同様とする。

(7) 表中の字句等を改正する場合

(例60)

×第 条の表 の項を次のように改める。

×

--	--

(例61)

×第 条の表中 「

--

」を「

」に改める。

(例62)

×第 条第 項の表 の項の次に次のように加える。

--	--

(例63)

×第 条第 項の表に次のように加える。

--	--

注 表の末尾に項を追加する場合

(例64)

×第 条の表 の項を削る。

(例65)

×第 条の表中「」を「」に改める。

(例66)

×第 条の表 の項中「」を「」に改める。

(例67)

×第 条の表 の項 の欄中「 」を「 」に改め、同表の の項 の欄中「 」を「 」に改める。

注 表においては、項とは横の区切りをいい、欄とは縦の区切りをいう。

8 別表を改正する場合

(1) 別表の全体を改正する場合

(例68)

×別表を次のように改める。

別表(第 条関係)

×

--

(2) 新たに別表を追加する場合

(例69)

×附則の次に次の別表を加える。

別表(第 条関係)

×

--

(3) 既存の別表の冒頭に別表を追加する場合

(例70)

×別表を別表第2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1(第 条関係)

×

--

(4) 既存の別表と別表との間に別表を追加する場合

(例71)

×別表第3を別表第4とし、別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2(第 条関係)

×

--

注 別表の場合は、枝番号を用いることができる。

(5) 既存の別表の末尾に別表を追加する場合

(例 7 2)

× 別表第 3 の次に次の 1 表を加える。

別表第 4 (第 条関係)

×

--

(6) 別表を削る場合

ア 中間の別表を削る場合

(例 7 3)

× 別表第 2 を削り、別表第 3 を別表第 2 とし、別表第 4 を別表第 3 とする。

(例 7 4)

× 別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 削除

イ 末尾の別表を削る場合

(例 7 5)

× 別表第 3 を削る。

(7) 別表中の字句等を改正する場合

(例 7 6)

× 別表 の項を次のように改める。

×

--	--

(例 7 7)

× 別表第 4 中「

--

」を「

--

」に改める。

(例 7 8)

× 別表第 4 の項の次に次のように加える。

--	--

(例 7 9)

× 別表第 4 に次のように加える。

--	--

注 表の末尾に項を追加する場合

(例 80)

×別表 の項を削る。

(例 81)

×別表第 4 中「 」を「 」に改める。

(例 82)

×別表 の項中「 」を「 」に改める。

(例 83)

×別表 の項 の欄中「 」を「 」に改め、同表の の項
の欄中「 」を「 」に改める。

注 別表においては、項とは横の区切りをいい、欄とは縦の区切りをいう。

9 様式を改正する場合

(1) 様式の全体を改正する場合

(例 84)

×第 号様式を次のように改める。
第 号様式(第 条関係)

(2) 新たに様式を追加する場合

(例 85)

×附則の次に次の 1 様式を加える。
別記様式(第 条関係)

注 別表がある場合は、「附則」とあるのは「別表」とする。

(3) 既存の様式の冒頭に様式を追加する場合

(例 86)

×別記様式を第 2 号様式とし、同様式の前に次の 1 様式を加える。
第 1 号様式(第 条関係)

(4) 既存の様式と様式との間に様式を追加する場合

(例 87)

×第 3 号様式を第 4 号様式とし、第 2 号様式を第 3 号様式とし、第 1 号様式の次に次
の 1 様式を加える。
第 2 号様式(第 条関係)

注 様式の場合は、枝番号を用いることができる。

(5) 既存の様式の末尾に様式を追加する場合

(例 88)

× 第 5 号様式の次に次の 1 様式を加える。
第 6 号様式 (第 条関係)

(6) 様式を削る場合

ア 中間の様式を削る場合

(例 89)

× 第 2 号様式を削り、第 3 号様式を第 2 号様式とし、第 4 号様式を第 3 号様式とする。

(例 90)

× 第 2 号様式を次のように改める。
第 2 号様式 削除

イ 末尾の様式を削る場合

(例 91)

× 第 号様式を削る。

ウ 様式中の字句等を改正する場合

(例 92)

× 第 号様式 の項を次のように改める。

×

--	--

(例 93)

× 第 号様式中「

--

 を「

 に改める。」

(例 94)

× 第 号様式 の項の次に次のように加える。

--

(例 95)

× 第 号様式 の項を削る。

(例96)

×第 号様式中「 」を「 」に改める。